

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 26日

盛岡市長

谷 藤 裕 明 様

提出者

住 所 岩手県盛岡市中太田深持151番の1

氏 名 盛岡舗道株式会社

代表取締役 吉田恵利子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 019-659-0185

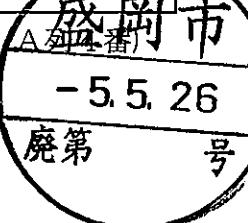
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	盛岡舗道株式会社
事業場の所在地	岩手県盛岡市中太田深持151番の1
計画期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D 建設業 06 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 47,300万円(令和4年6月期)
③ 従業員数	16名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり				
	産業廃棄物の種類				
	排 出 量				
(これまでに実施した取組) 当社は公共工事を主とし、各工事現場から排出されるアスファルト殻やコンクリート殻等の廃棄物の量は発注者の設計数量に基づいています。よって、当社の努力として廃棄物の量を調整することは難しい。だがしかし、作業方法を検討し可能な限り排出量の削減に努めた。					
②計画	【目標】 別紙のとおり				
	産業廃棄物の種類				
	排 出 量				
(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続し、排出された廃棄物に関しては、再生利用業者へ委託する。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、廃棄物を分別し、可能なものは再資源化して有効に活用する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)					
	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり				
	産業廃棄物の種類				
	全処理委託量	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託料	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託料	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託料	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託料	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)					
がれき類については、再生利用業者へ処理を委託した。その他の廃棄物に 関しても、再生可能なものは全て再生利用業者へ処理を委託した。					

②計画	【目標】 别紙のとおり				
	産業廃棄物の種類				
	全処理委託量	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託料	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託料	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託料	t	t	t	t
※事務処理欄	<p>(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続する。</p>				

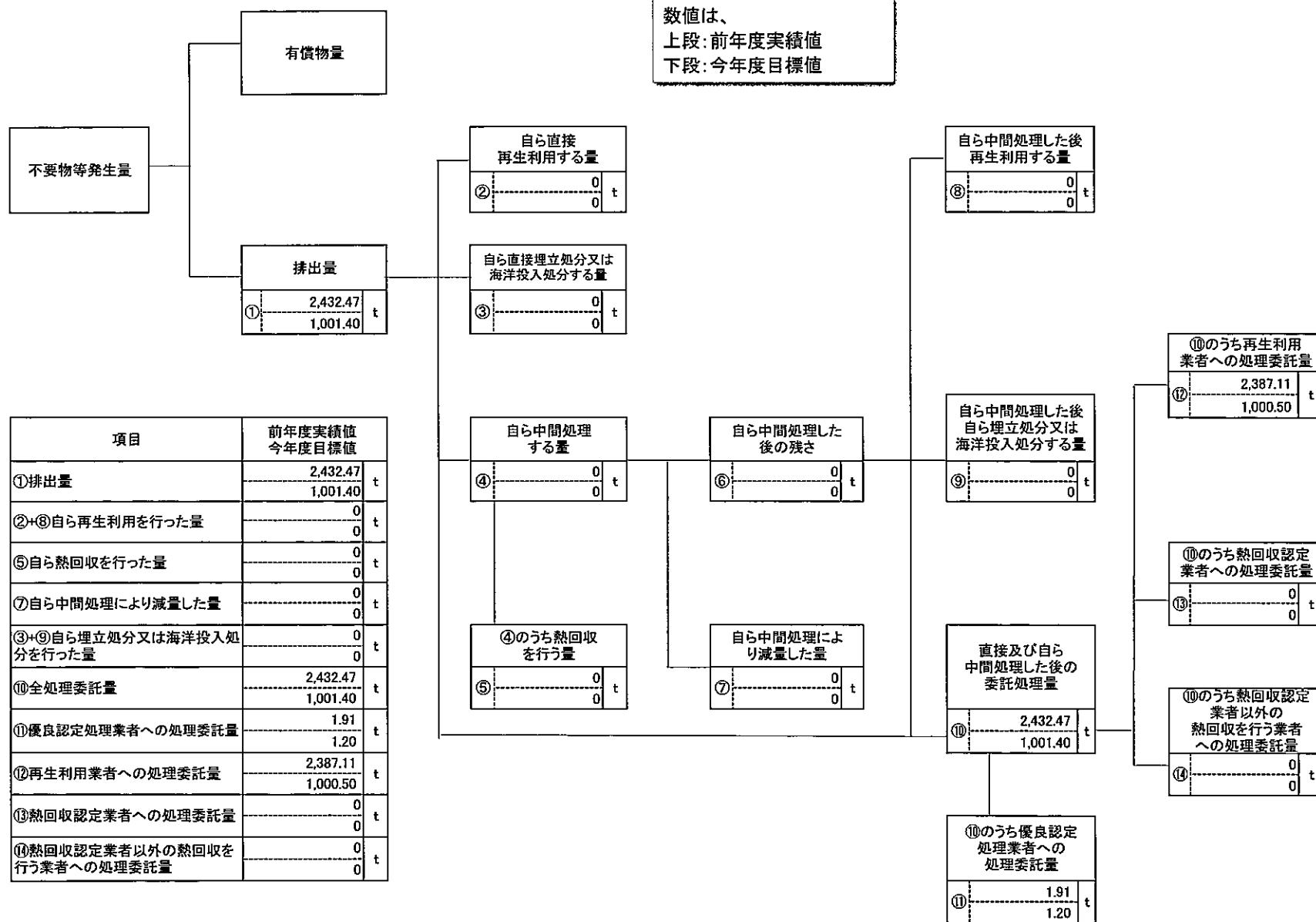
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙】

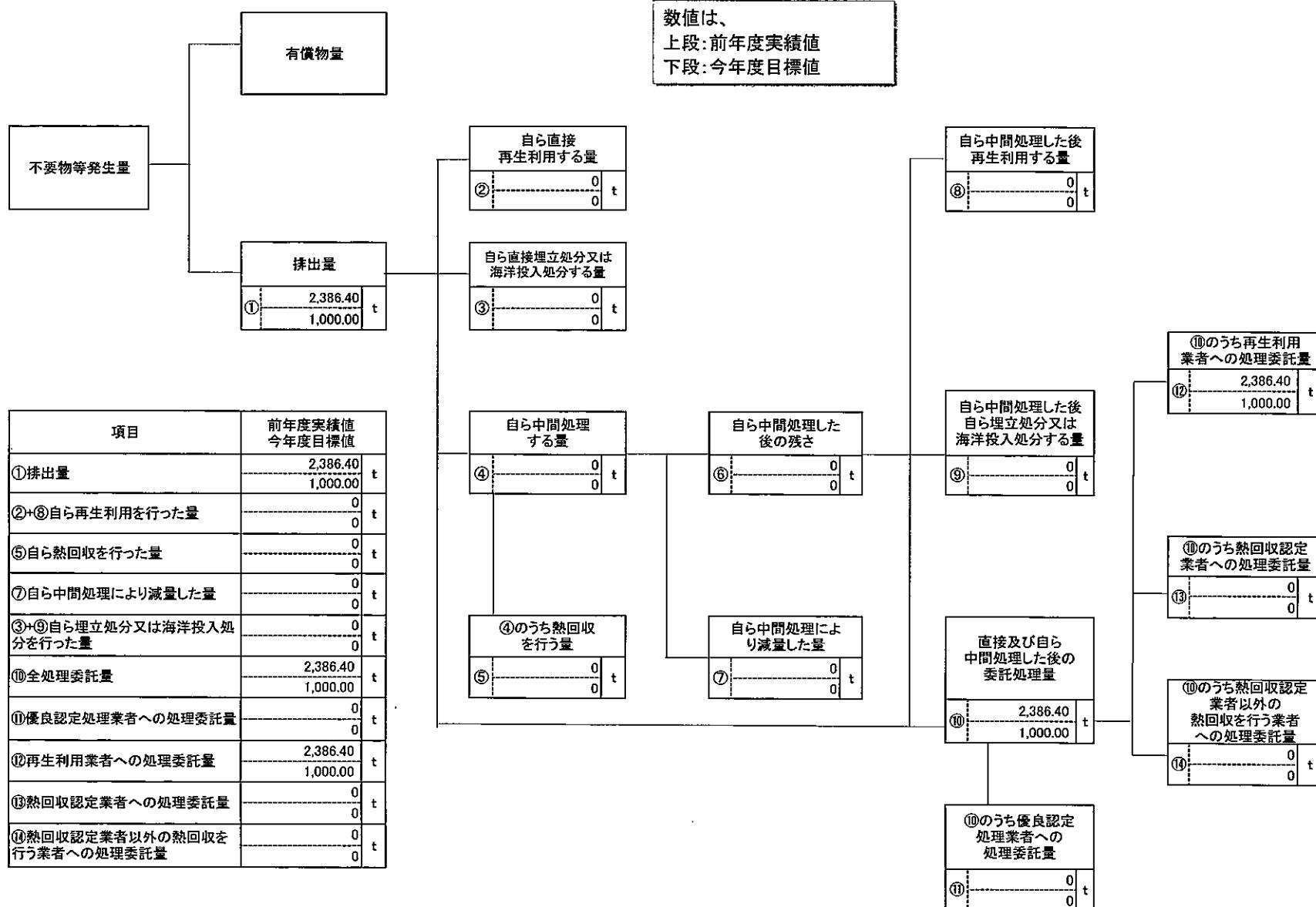
【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 全 体)



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: がれき類)



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: その他がれき類)

)

有機物量

不要物等発生量

自ら直接
再生利用する量自ら中間処理した後
再生利用する量

排出量

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分する量⑩のうち再生利用
業者への処理委託量項目 前年度実績値
今年度目標値自ら中間処理
する量自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分する量

①排出量	43.72	t
	0.00	t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	t
	0	t
⑤自ら熱回収を行った量	0	t
	0	t
⑦自ら中間処理により減量した量	0	t
	0	t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	t
	0	t
⑩全処理委託量	43.72	t
	0.00	t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0	t
	0	t
⑫再生利用業者への処理委託量	0	t
	0	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	t
	0	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t
	0	t

④のうち熱回収
を行う量自ら中間処理によ
り減量した量直接及び自ら
中間処理した後の
委託処理量⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量⑪のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

②	0	t
	0	t

③	0	t
	0	t

⑧	0	t
	0	t

①	43.72	t
	0.00	t

④	0	t
	0	t

⑥	0	t
	0	t

⑨	0	t
	0	t

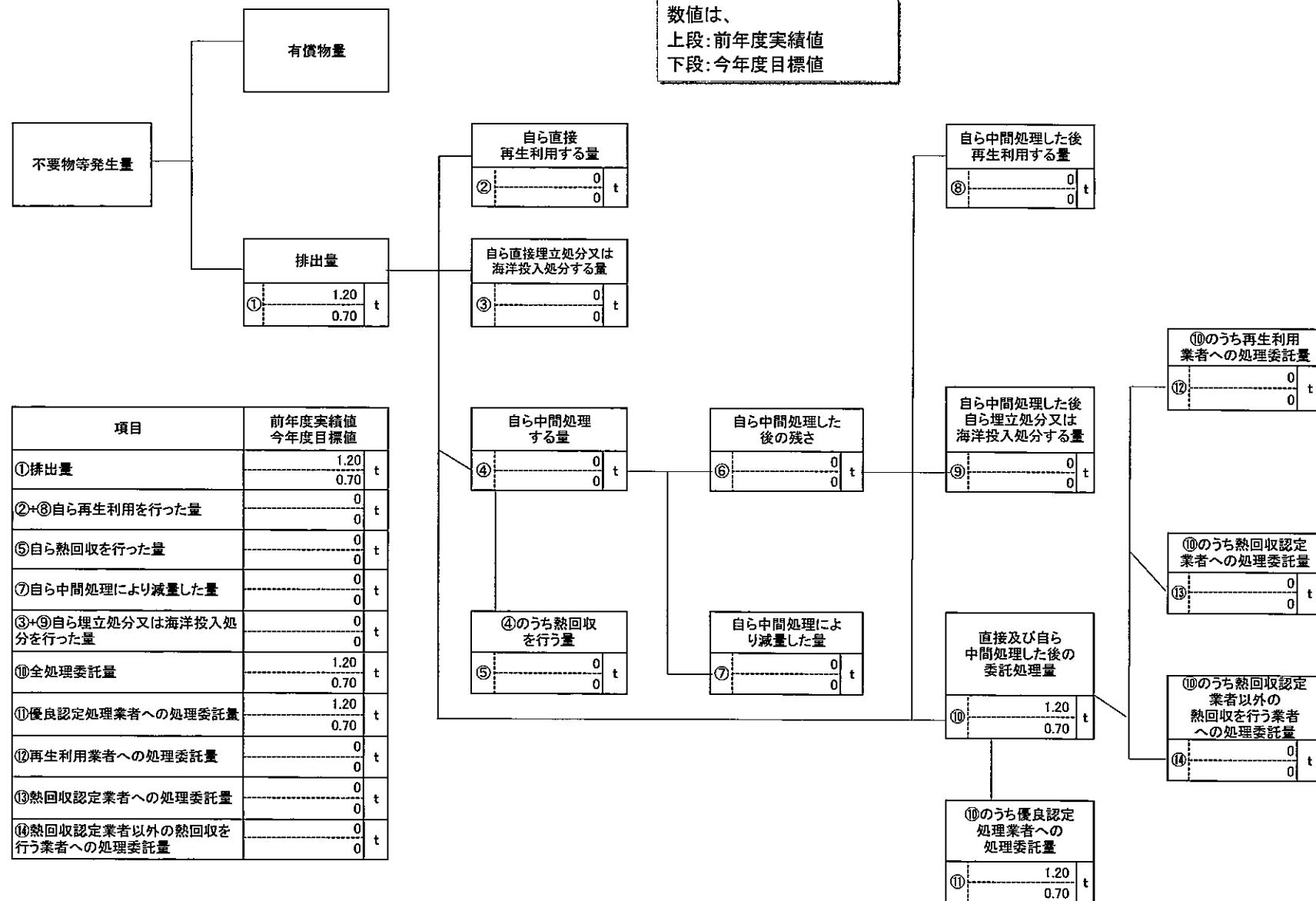
⑫	0	t
	0	t

⑯	0	t
	0	t

⑰	0	t
	0	t

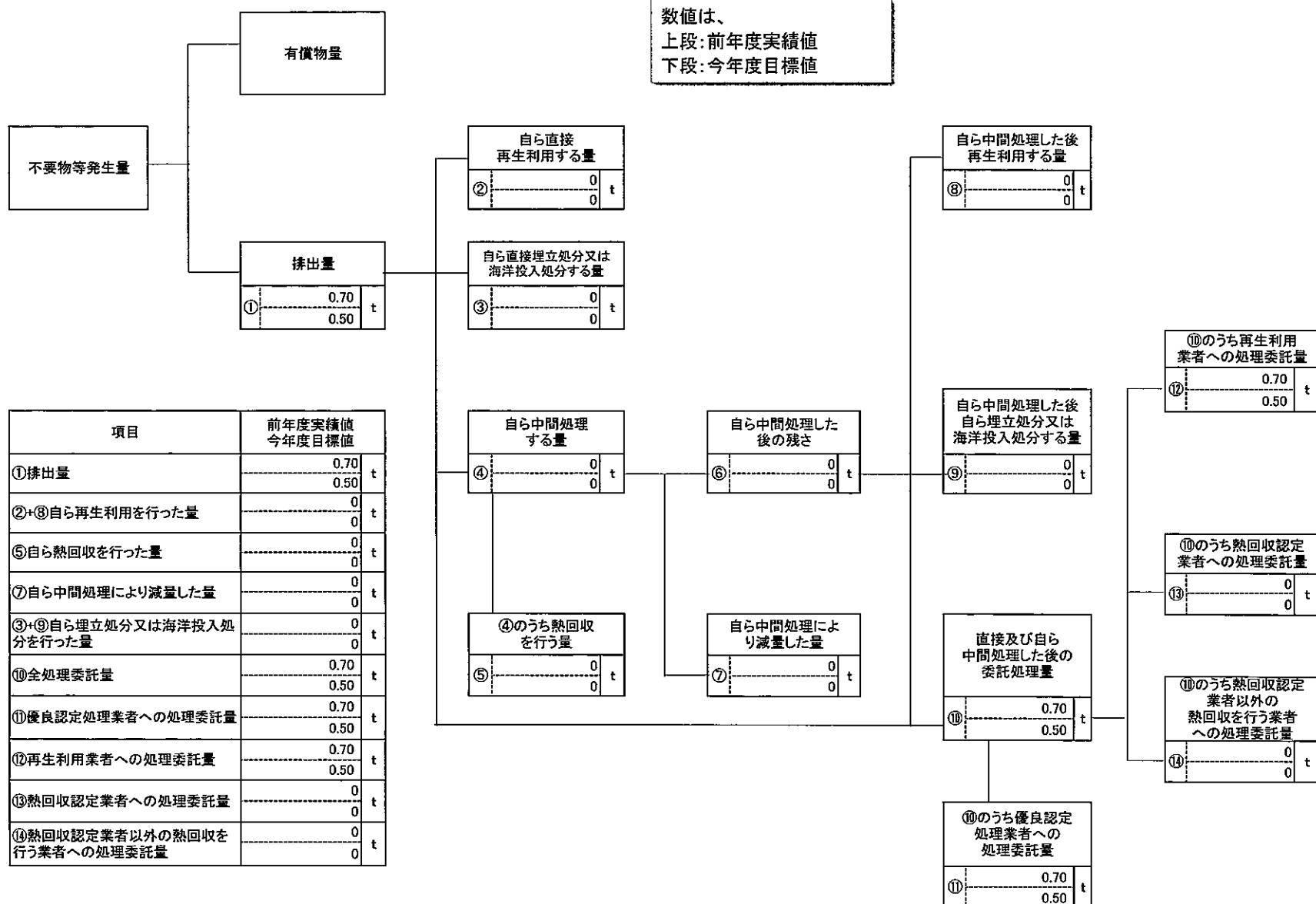
【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類)



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 紙くず)



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 金属くず)

)

有償物量

不要物等発生量

自ら直接
再生利用する量② 0 t
0自ら中間処理した後
再生利用する量⑧ 0 t
0

排出量

項目	前年度実績値 今年度目標値
①排出量	0.01 t 0.00
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t 0
⑤自ら熱回収を行った量	0 t 0
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t 0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t 0
⑩全処理委託量	0.01 t 0.00
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.01 t 0.00
⑫再生利用業者への処理委託量	0.01 t 0.00
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t 0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t 0

自ら中間処理
する量④ 0 t
0自ら中間処理した
後の残さ⑥ 0 t
0自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分する量⑨ 0 t
0④のうち熱回収
を行う量⑤ 0 t
0自ら中間処理によ
り減量した量⑦ 0 t
0直接及び自ら
中間処理した後の
委託処理量⑩ 0.01 t
0.00⑪のうち再生利用
業者への処理委託量⑫ 0.01 t
0.00⑪のうち熱回収認定
業者への処理委託量⑬ 0 t
0⑪のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量⑭ 0 t
0⑪のうち優良認定
処理業者への
処理委託量⑮ 0.01 t
0.00

【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 建設汚泥)

)

有機物量

不要物等発生量

自ら直接
再生利用する量

②	0	t
	0	

自ら中間処理した後
再生利用する量

⑧	0	t
	0	

排出量

項目

前年度実績値
今年度目標値

①排出量	0.44	t
	0.20	
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	t
	0	
⑤自ら熱回収を行った量	0	t
	0	
⑦自ら中間処理により減量した量	0	t
	0	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	t
	0	
⑩全処理委託量	0.44	t
	0.20	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0	t
	0	
⑫再生利用業者への処理委託量	0	t
	0	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	t
	0	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t
	0	

自ら中間処理
する量

④	0	t
	0	

自ら中間処理した
後の残さ

⑥	0	t
	0	

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分する量

⑨	0	t
	0	

④のうち熱回収
を行う量

⑤	0	t
	0	

自ら中間処理によ
り減量した量

⑦	0	t
	0	

直接及び自ら
中間処理した後の
委託処理量

⑩	0.44	t
	0.20	

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫	0	t
	0	

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑯	0	t
	0	

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭	0	t
	0	

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪	0	t
	0	

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書

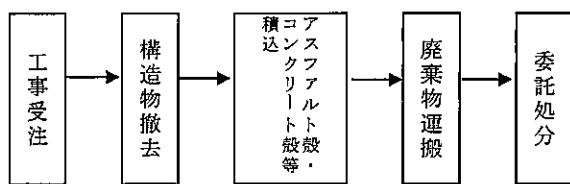
令和5年5月

盛岡舗道株式会社

1. 会社の概要

- (1)会社名 盛岡舗道株式会社
(2)所在地 岩手県盛岡市中太田深持151番の1
(3)資本金 2,000万円
(4)元請完成工事高 47,300万円(令和4年6月期)
(5)従業員数 16名
(6)廃棄物担当者 総務部(電話番号 019-659-0185)

(7)廃棄物発生・処理フロー図



2. 計画期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※毎年度の工事発注予定・計画を見ながら、単年度毎に計画を策定し、実行していくこととしている。

3. 管理体制

(1)産業廃棄物の処理に係る管理組織

責任者及び管理組織

総括責任者	工務担当 取締役	総括的管理
廃棄物担当	工事担当者 担当者	廃棄物量の算出及び工程等
		収集運搬業者及び処分場の選定
	総務部 担当者	委託契約の締結及びマニフェスト管理

(2)情報管理

現状では、各現場担当者がマニフェスト伝票により廃棄物の種類・排出量を把握し管理している。使用済マニフェスト伝票を総務で再度チェックし、処分業者からマニフェストが戻ってきたら最終チェックをして、マニフェスト伝票の原本を保管、管理している。
今後も現状の取組を継続する。

(3)研修・教育

- ・産廃法、リサイクル法の定期的な勉強会
- ・研修会及び講習会への積極的な参加

4. 排出の抑制に関する事項

- ・舗装道路にクラックやわだち掘れが発生した場合、舗装打換や路面切削を極力減らし、クラック防止剤やシートを使用・補強した上で、オーバーレイをする。
 - ・舗装版は10年位の耐久性があるが、施工上で寿命を延ばすための工夫をする。
 - ・凍結やわだち掘れを起こしにくい路盤構成を考える。
 - ・近年では粘性度と強度が強い特殊アスファルトを用いたオーバーレイを行っている。
- これにより切削の深さを浅くし、切削材(廃棄物)の排出量を軽減し、更にクラック防止に役立つ。

5. 分別に関する事項

- ・作業現場から発生するアスファルト殻・コンクリート殻は、直接中間処分場へ運搬する。
- ・少量の廃棄物の場合は分別し、現場内に仮置き後中間処分場へ運搬する。

6. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

- ・舗装版・舗装切削材は、施工現場に近い中間処理場に運搬し処理を委託している。